



宮 崎 県 公 報

平成22年12月16日 (木曜日) 第 2244 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (国保・援護課) 1
- 漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意 (3 件) …………… (水産政策課) 1
- 道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始 (3 件) …………… (“) 2

頁

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 3

訓 令

- 宮崎県準公金等取扱規程…………… (人事課) 3

公 告

- 軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 4
- 地区及び簿冊の認証 (2 件) …………… (農村計画課) 5

海区漁業調整委員会指示

- 漁業法に基づく指示 (2 件) …………… 5

告 示

宮崎県告示第 884号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成22年12月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

氏名及び施術所の名称	所在地	指 定 年 月 日
増田 知剛 (ますだ整骨院)	都城市下川東 2 - 9 - 3	平成22年 10月 1 日

宮崎県告示第 885号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成22年12月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年10月31日
発起人の住所及び氏名	日南市 嶋田秀雄 日南市 中村隆則
加 入 区 の 名 称	日南市第三加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち鶴戸支所の地域及び大堂津支所の地域以外の地域

区 分	小型定置漁業
-----	--------

宮崎県告示第 886号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成22年12月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年10月31日
発起人の住所及び氏名	串間市 高豊水産株式会社 串間市 轟水産株式会社
加 入 区 の 名 称	串間市第二加入区
区 域	串間市漁業協同組合の地区のうち本城支所の地域以外の地域
区 分	小型まぐろ漁業

宮崎県告示第 887号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成22年12月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年10月31日
発起人の住所及び氏名	串間市 猪塚郷雄 串間市 鬼塚荘次
加入区 の 名 称	串間市第二加入区
区 域	串間市漁業協同組合の地区のうち本城支所の地域以外の地域
区 分	小型機船船びき網等漁業

宮崎県告示第 888号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年12月16日から平成22年12月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
6	県道	日之影 字目線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字田下 7167番地先 から同郡同 町同大字同 字7195番 1 地先まで	旧	4.4 ~ 21.4	253.8
				新	10.0 ~ 30.2	253.8

宮崎県告示第 889号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年12月16日から平成22年12月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
226	県道	土々呂 日向線	日向市都町 10754番 9 地先から同 市上町7983 番地先まで	旧	7.2 ~ 26.8	278.8
				新	15.4 ~ 35.2	278.8

宮崎県告示第 890号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年12月16日から平成22年12月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
358	県道	高岡綾 線	宮崎市高岡 町内山字岡 元 228番 7 地先から同 市同町内山 同字 230番 5 地先まで	旧	13.8 ~ 15.4	41.4
				新	13.0 ~ 13.0	41.4

宮崎県告示第 891号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年12月16日から平成22年12月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
401	県道	奈佐木 高岡線	小林市須木 奈佐木字中 島4573番地 先から同市 須木奈佐木 同字4611番 1 地先まで	旧	8.5 ~ 14.5	46.4
				新	10.0 ~ 14.5	46.4

宮崎県告示第 892号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年12月16日から平成22年12月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
6	県道	日之影 字目線	西臼杵郡日 之影町大字	平成22年12月16日

七折字田下
7167番地先
から同郡同
町同大字同
字7195番1
地先まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
401	県道	奈佐木 高岡線	小林市須木 奈佐木字中 島4573番地 先から同市 須木奈佐木 同字4611番 1地先まで	平成22年12月16日

宮崎県告示第 893号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年12月16日から平成22年12月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
226	県道	土々呂 日向線	日向市都町 10754番 9 地先から同 市上町7983 番地先まで	平成22年12月16日

宮崎県告示第 895号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成22年12月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(高岡) 22-2	丸山國廣	東諸県郡綾町大字 入野字別府向3570 番 1、3581番 4、 他水路敷	4.03 ～ 5.57	25.61	平成22 年12月 1日

訓 令

宮崎県準公金等取扱規程をここに公表する。

平成22年12月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第12号

宮崎県準公金等取扱規程

(目的)

第 1 条 この訓令は、知事の事務部局に勤務する職員（臨時及び非常勤の職員を含む。以下「職員」という。）が取り扱う準公金及び所属親睦会経費（以下「準公金等」という。）について、取扱いの基準及び手続に関し必要な事項を定めることにより、会計事務の適正化と事故防止を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において「準公金」とは、会計法（昭和22年法律第35号）及び宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）の適用を受けない現金及び預金（以下「現金等」という。）で、職員が職務上出納又は保管する次に掲げるものをいう。

- (1) 協議会等資金 協議会、協会、実行委員会等であって、県の本庁の局（課を有する局を除く。以下同じ。）及び課並びに出先機関（以下「所属」という。）が事務局となり、職員が会計事務を行っている団体（法人格を有する団体及びその団体の支部（本部と一体となって事業及び経理を行っている支部に限る。）を除く。以下「協議会等」という。）の所有に属する現金等をいう。
- (2) その他の資金 協議会等の所有に属さない、実費として徴収した公金収納しない現金等又は私人の所有に属する現金等をいう。

2 この訓令において、「所属親睦会経費」とは、職員が出納又は保管する所属単位の親睦会の所有に属する現金等をいう。

(準公金の取扱基準)

第 3 条 所属長は、所属内の準公金について、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に限り、職員に取り扱わせることができる。

- (1) 準公金を取り扱うことが公共性を有すること。
- (2) 準公金を取り扱うことが県の処理すべき事務と密接な関係を有すること。
- 2 所属長は、協議会等資金のうち、他の公共団体又は民間団体と共同で運営する協議会等に係るものについては、当該協議会等の運営を県が主体となつて行う必要があるなど合理的な理由がある場合に限り、職員に取り扱わせることができる。
- 3 所属長は、所属内の準公金について、職員が取り扱う妥当性及び必要性を常に検証し、その取扱いの見直しに努めなければならない。
(準公金の取扱指針)

第 4 条 職員は、準公金の出納又は保管については、公金に準じて厳正に取り扱わなければならない。

- 2 所属長は、所属内の準公金について、取扱いの実態を把握するとともに、厳正に取り扱うよう職員を指導することにより、事故防止に努めなければならない。

(出納責任者)

第 5 条 所属長は、準公金の会計事務の適正な執行を図るために、準公金ごとに出納責任者を定めるものとし、本庁の局にあっては局次長以上、本庁の課にあっては課長補佐以上、出先機関にあっては総務課長（これに準ずる職を含む。）以上の職の者を充てるものとする。

(出納責任者の責務)

第 6 条 準公金の出納責任者は、自らの役割と責任を自覚し、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 準公金の会計担当者を指導及び監督すること。
- (2) 会計事務の方法及び金銭出納簿等の様式を定めた会計事務取扱規程を整備すること。
- (3) 収入、支出及び精算の行為について、適正に処理されているかを確認するとともに、年 2 回以上定期的に出納に関する証拠書類を点検し、その結果を所属長に報告すること。
- (4) 準公金を預金口座で管理している場合は、その預金口座の届出印を、やむを得ない場合を除き自らの個人印とし、自らが管理するとともに、その預金口座の通帳を準公金の会計担当者以外の者に管理させること。

(会計事務の方法等)

第 7 条 準公金の会計担当者は、次に掲げる事項を遵守して、会計事務を行わなければならない。

- (1) 原則として個別の預金口座によって管理すること。
- (2) 収入金を受け入れるときは、その金額及び内訳等を記載した収入調書を作成し、前条第 2 号の会計事務取扱規程で定める決裁権者（以下「決裁権者」という。）の決裁を受けること。
- (3) 支出するときは、その金額及び内訳等を記載した支出調書を作成し、決裁権者の決裁を受けること。
- (4) 収入又は支出に際しては、原則として口座振替の方法を用いること。
- (5) 収入又は支出における証拠書類を整理保管し、5 年間保存すること。
- (6) 人事異動等により会計事務を引き継ぐ場合には、預金通帳、帳簿その他の証拠書類を添えた引継書を作成して引き継ぎを行うこと。

(所属親睦会経費への準用)

第 8 条 第 4 条から第 6 条までの規定は、所属親睦会経費について準用する。

- 2 所属親睦会経費の出納責任者は、前条各号に掲げる事項を遵守して会計事務を行うよう所属親睦会経費の会計担当者を指導しなければならない。

(検査及び措置の要求等)

第 9 条 総務部長は、準公金等の取扱いに関し必要があると認めるときは、関係書類を検査し、所属長に取扱事務に関する報告を求めることができる。

- 2 総務部長は、前項の規定による検査の結果、改善を要する事項又は検討を要する事項があると認めるときは、所属長に対して必要な措置を講ずることを求めることができる。
- 3 所属長は、前項の規定により講じた措置を、速やかに、総務部長に報告しなければならない。

(委任)

第 10 条 この訓令に定めるもののほか、準公金等の会計事務の適正化及び事故防止に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 1 月 14 日から施行する。

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和 39 年宮崎県規則第 3 号）第 76 条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成 22 年 12 月 16 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 免税証の種類
200 ℓ 券 1 枚

- 2 用途
農業等
- 3 記号及び番号
200 ℓ 券 H 2903606
- 4 有効期間
平成 22 年 1 月 20 日から平成 23 年 1 月 19 日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
有限会社酒井石油店 串間給油所
- 6 紛失年月日
平成 22 年 11 月 5 日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成22年12月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
東諸県郡高岡町
- 2 地籍調査を行った期間
平成14年4月1日から平成16年3月23日
- 3 地籍調査を行った地域
東諸県郡高岡町大字五町の一部
- 4 認証年月日
平成22年12月7日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成22年12月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
東臼杵郡椎葉村
- 2 地籍調査を行った期間
平成20年4月1日から平成22年3月24日
- 3 地籍調査を行った地域
東臼杵郡椎葉村大字大河内の一部
- 4 認証年月日
平成22年12月7日

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第89号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。なお、この宮崎海区漁業調整委員会指示は、平成25年12月31日をもって効力を失う。

平成22年12月16日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

宮崎県児湯郡川南町及び高鍋町地先海面において、次のとおりまき餌の使用を禁止する。

- 1 禁止区域
児湯郡都農町・川南町界陸岸から117度の線と、児湯郡高鍋町・新富町界陸岸から117度の線とによって囲まれた海域。ただし、児湯郡高鍋町・新富町界陸岸から117度の線と児湯郡高鍋町大字北高鍋3485番地の日本電信電話株式会社の鉄塔と、高鍋町大字上江字飯長寺の金比羅山頂を見通す線とによって囲まれた水深30メートル以浅の海域は除く。
- 2 禁止期間
平成23年1月1日から平成25年12月31日まで

宮崎海区漁業調整委員会指示第90号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。なお、この宮崎海区漁業調整委員会指示は、平成24年12月31日をもって効力を失う。

平成22年12月16日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

- 1 表に掲げる海域においては、カサゴの採捕を禁止する。ただし

、試験研究等を目的として宮崎海区漁業調整委員会が認めた場合及び陸(防波堤含む)からの釣りによる採捕は除く。

カサゴ採捕禁止の海域

日向市細島地先の通称「トオリマ」東端(世界測地系:北緯32度26分0秒、東経131度40分58秒)と同市同地先の通称「松ヶ下」の東端(世界測地系:北緯32度25分48秒、東経131度40分46秒)を結んだ線によって囲まれた海域。

日南市南郷町目井津漁港の陸岸から伸びる西沖防波堤の先端と瀬垂れの南端と同市南郷町中村字葛葉平乙地区の通称焼山の上(世界測地系:北緯31度31分42秒、東経131度22分52秒)を直線で結んだ線と陸岸で囲まれた海域。

串間市市木漁港の舳地区北側防波堤の基部から北東50mの点イ(世界測地系:北緯31度28分52秒、東経131度23分7秒)と同漁港築島地区の北側防波堤基部から北東150mの点ロ(世界測地系:北緯31度28分43秒、東経131度23分17秒)を結んだ線と、同港の舳地区南側防波堤基部から西150mの点ハ(世界測地系:北緯31度28分46秒、東経131度22分55秒)と同漁港築島地区南側防波堤基部から南東310mの点ニ(世界測地系:北緯31度28分27秒、東経131度23分21秒)を結んだ線と陸岸で囲まれた海域。

- 2 採捕禁止の期間 平成23年1月1日から平成24年12月31日まで